

第9期 匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について

1 目的

高齢期を迎えた市民が、いつまでも住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らすことができ、また、社会支援が必要になったときには適切なサービスが受けられる地域社会づくりを目指します。また、高齢者福祉施策及び介護保険事業の計画的な推進を図るため、匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

当該計画については、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定により、3年を1期とする一体的なものとして策定することが義務付けられています。

2 概要

在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等により高齢者の状態像、課題、ニーズ、必要なサービス等を把握、分析します。また、第8期計画と整合を図りながら、第9期計画を策定するものです。

(1) 実施期間 令和4、5年度（2年間）

(2) 実施内容

ア 在宅介護実態調査（令和4年度）

- ・対象者 要介護（支援）認定を受けている者（施設利用者を除く。）
- ・実施方式 更新申請又は区分変更申請に伴う認定調査時において、認定調査員による聞き取り調査等により回答を得る。
- ・質問項目 施設等の検討状況、介護者が不安に感じる介護、介護者の就労継続の可否に係る意識等
- ・実施期間 令和4年9月1日～令和5年3月24日（予定）

イ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和4年度）

- ・対象者 市内に住所を有する65歳以上の者（令和4年11月30日現在。要介護1～要介護5の者を除く。）
- ・実施方式 抽出調査（約2,000人）・郵送方式
- ・想定回収率 50%

- ・質問項目 家族や生活状況、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康等

- ・調査期間 令和5年2月実施予定

ウ 介護サービス提供事業者調査（令和4年度）

- ・対象者 本市管内において、介護サービスを実施している者

- ・実施方式 郵送方式

- ・質問項目 本市内でのサービス提供の現状と今後の意向、事業の拡大を考える場合の課題・問題点等

- ・実施期間 令和5年2月実施予定

エ 計画策定（令和5年度）

- ・計画期間 令和6年度～令和8年度（3年間）

- ・記載事項 区域の設定、種類ごとの介護サービス量の見込み、施設の必要定員総数、地域支援事業、認知症支援策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービス等